



和労発基 0819 第 3 号
令和 7 年 8 月 1 9 日

和歌山地方最低賃金審議会
会長 廣 谷 行 敏 殿

和歌山労働局長
中 山 始

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記
最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

和歌山県鉄鋼業最低賃金（平成 25 年和歌山労働局最低賃金公示第 2 号）